人間関係としてのケア

一権利と平等の教育 一

杉山直子

広島都市学園大学 子ども教育学部

要旨

これからの社会を構築するためには、ケアという人間関係を構築する力が必要であり、この力を学校教育で育てることが求められる。しかしながら、社会的現状ではケアを行なうことはその負担とともに様々な問題を引き起こしている。ケアという人間関係は、ケアを必要とする者とケアを行なう者の関係性において成立するが、個人的な問題と捉えられ、ニーズに応えることを重視するあまり、ケアを行なう者の時間や人生、さまざまな権利が保障されないなどの問題が生じるのである。ケアする者の権利が保障され、誰もが自発性と選択性、強制されない状況のもとで、自分の人生を生きられる平等の理論と制度が必要である。以上の観点からケアをめぐる関係性・つながりの平等が保障される社会を構築することの必要性とその教育の必要性について述べた。

キーワード: ケア、人間関係、平等、エヴァ・フェダー・キティ

はじめに

ケアという言葉は、教育の領域でも用いられるようになってきた。例えば、木村元は、「学校におけるケアの視点」の重要性を挙げている。そこでは、高等教育の経済的負担、高等教育後の確かな就職や豊かな生活が確証されない不安定な時代の中、子どもの貧困問題とともに「貧困の連鎖」を断ち切るための教育の機会保障の必要性を主張する。「実録記録などからみえる現代の子どもは、傷つきやすく(ヴァルネラブル)さまざまな傷を抱えもつ存在であり、受け止められ認められているという感覚がもてず、自分の存在を確認できる集団を見出すための場所、すなわち確かな「居場所」が見つけづらくなっているといわれる。子どもがともに生活し学ぶ場として築かれてきたはずの学校・学級共同体が機能しづらくなり、その再構成が課題となっている。」そうした中で、子どもたちへのケアの視点の必要性が示されている。(木村元:2015 p.189-190)

子どもたちは傷つきやすい存在と捉えられ、長い子ども期において大人や社会からケアされる存在として扱われる。そもそも生物的・社会的に子どもはケアされなければならない存在であることは言うまでもないことであるが、子ども権利の保障、社会の変化とそれに伴う子どもの育ちの変化が、さらなる子どもへのケアの必要性を生みだす。

しかし、子どもたちが将来の社会を担うにあたり、ケアの受け身で終わるのではなく、ケアすることの意義を見いだし、互いにケアし合う関係を構築する社会の一員として育つ、すなわちケアにかかわる主体として成長することが必要であると筆者は考える。

その意味で、20世紀に崩壊してきたコミュニティを21世紀には新しい形としてのコミュニティを創るために、その当事者として子どもたちが、コミュニティの成立条件の一つとしてのケアという人間関係を創造する力を身につけることが学校教育で必要であることを筆者は述べた。(杉山直子: 2014)

以上の観点で、本論文では、人間がよりよく暮らすことのできる社会をつくるために、「ケアという人間関係」について考察をする。

なお、ここでいうケアは、職業的ケア、すなわちケアを行なうことにより賃金を得る職業としてのケアではなく、これからの社会を支えるために必要な人間関係としてのケアであることを押さえておく。

1. ケア倫理とケアする者の権利

(1) ケアという人間関係

「人間関係」とは、文字通りにいえば、人間と人間の関係のことであるが、人間が社会参加しその発展に寄与しつつ発達することを考えれば、単に、個と個の関係性、それも個人の主観的な感情のみとして捉えるのでは不十分である。人間として求められる人間関係の在り方、人間の発達・成長のなかで変容していく社会的役割における人間関係の在り方や、現代から未来にむけて社会の創造のために必要な人間関係の在り方がある。それらには、単に個の感覚・感情のみで成立するものではなく、人間愛のもとでの他者性・社会性・協働性や思考性・論理性や先見性、社会を改善したい意志、努力や継続力などがかかわる。

以上から、人間としての発達とともに人間関係の取り方も発達するものであることがわかる。すべての人間が共に生き合う社会を考えた際に、一人ひとりの人間が自分がよい感情を持つように「してもらう」人間関係から「働きかける」人間関係、それも個人から集団・社会の改善に向けて「働きかける」人間関係への志向性、以上を相互関係性を保ちつつ互いに振り返り関係性をよりよくしようとする志向性が必要である。それは必要に応じて社会的な制度化へと働きかけることで、社会的枠組の発展へとつながる。

人間関係としてのケアの考え方もその一つである。他者のために他者が必要としていることを推し測りケアをすることは、人間の発達と大きくかかわる。発達段階に応じたケアの担い手として育てる視点を持ち、子どもたちが主観的にも客観的にもケアを必要であると認識し、ケアは単に他者に向けてのみならず社会的・自然的環境、そして自分自身にもかかわる概念であると広く捉え、ケアの力を育てるのである。子ども期を卒業した瞬間に、ケアを受けてきた者がケアをする者に突然変身するわけではない。ケアを育てることは、幼少期からケアを受けること、子どもが発するケアの思いや姿を広げたり伸ばしたりする教育的働きかけを行なうことからもう始まっているのである。

現在の大人たちの中の多くが「損・不利,避けたい・逃げたい」とケアに対して思い、 それが子どもたちにも影響している。戦後復興・高度成長期・バブル期・不況期という経 済的変動のなかで、産業形態は変わり、物質的豊かさ重視・業績重視の価値観は広がり、 核家族化や地域力衰退化のなかで年齢をはじめ差異ある他者にかかわる機会が減少してきた。楽しみも、学業的・職業的な成績を上げることも、自分を最優先する傾向にある。また、子育てや介護をしながら職業を続けることの困難さ、覚悟をして離職をした場合も、精神的・社会的・経済的な問題を抱え未来がみえなくなるという恐れがある。多くの場合、社会・国家へ要求し社会を変革することには繋がらず、個人の問題に解消されがちである。

ケアを行なうことは、さまざまな意味でケアが直接的・間接的に自分に返る。ケアする主体となることで身につける「ケアという人間関係の知と行動様式」、さらに、個々の人間が生きやすい社会を構築つくる目的での「ケアという人間関係構築のための知と行動様式と方法」を追究することで自分に返る。しかし、ケアを受ける者のみならず、ケアを行なう者も社会的なケアを必要とする。ケアする者を理解し、その権利を保障する理論と社会的枠組が必要であり、社会・国家により十分に保障されなければならない。社会・国家が、「ケアという人間関係の知と方法」の制度化を追究しなければならない。

(2) ケアにかかわる責任原理と問題の所在

ケアを行なうことは、必然的に責任を果たすという意味合いを含む。それは、ケアを必要とする者のニーズに応えることで、ケアが成立するからである。

品川は、ノディングスの所論を紹介し、この捉え方のみで完結するわけではないと述べる。彼女は、ケアされる・するの両者の関係の相互性は、ケアする者に「ケアするひとの倫理的自己へのケアの励まし」と、「ケアするひとは自分のケアリングが相手に快くうけいれられ、相手の成長に寄与しているのをみて、ケアするひととしての自分に自信を得る」ことでケアを返し成立すると言う。(品川: 2014 p.182-183)

この捉え方は、ケアにかかわる倫理=ケア倫理という言葉を生みだした。現在ケアを行ない、その責任を持つということだけではなく、「未来にむけて配慮し、ケアする責任であること」も意味するのである。ケアする者は、現在・未来においてケアを受ける対象の福利を背負い、「ケアは倫理的自己の維持と成長に蔵し、しかも倫理的自己は他者へのケアをとおしてのみ成立する」ことに課題が生じる。(品川: 2014 p.266)

確かにケアを求める者に対し、そのニーズに対応しようとすることで、ケアを行なう者は非常に高次な自己へと昇華していく可能性はある。しかし、ケアを行なう者にとっては「慰め」や「納得」せざるを得ない考え方でもあり、その状態の維持・継続や一般化は非常に困難であり、当事者の精神的負担にもなり得る。

また、第三者(職業的ケアの従事者など)による「する側よりされる側の方が辛い」や「できる力があるから、そのような役割がきた」という言葉が、例えば、障害児を育てる親や親の介護をする者には、さらなる責めとなることもある。また、美化という矮小化や、個人・家族の問題への特別視は、社会的な制度化を成立させにくくする。

ケアする者については一般的・個別的な理解は十分されず,自由と権利は尊重されない。「ケアを必要とする者」を「ケアの主体」、行為主体であるはずの「ケアする者」を「客

体」と捉えてしまうのである。「ケアを受ける主体」と「ケアを行なう主体」の相互作用を図ること、単に「個人の問題で、仕方ない」とみなすのではなく社会的解決を図ることで、ケアの成立の現在と未来は保障される可能性を持つ。

(3) ケアする者への理解

ケアを行なう者たちについて、社会の問題として十分に取り上げられてこなかったことが、現在の日本の課題である少子化や独居老人の増加、子育ておける子どもへの虐待、経済的搾取を含む高齢者への虐待を生みだしたと言っても過言ではない。

4歳と1歳の姉妹を母親が殺す,54歳男性が認知症の86歳母親を絞殺し自殺を図る,85歳の母親が重度の障害がある62歳の長女を絞殺する,認知症の妻を夫が殺害するなど,育児や介護での疲れやノイローゼなどで,親族間殺人事件が多発している。介護をしている親の年金で親子ともに生活をしていた者が,親の死後,就労することができず収入の見込みがないため,親の年金を受給し続けることの問題も生じている。こうした家族の状況や自分自身を、当事者たちは望んでいるはずもなく、追い詰められた状況なのである。

朝日新聞「折々のことば」では、看護師であり臨床哲学を鷲田と共に立ち上げた一人である西川勝(大阪大学コミュニケーションデザインセンター特任教授であり、認知症ケアに関わるコミュニケーションの研究者。)の次の言葉を取り上げている。「ひとは、一人が別の一人の面倒をそっくりみるようにはできていません。介護も子育ても、ケアのしんどさの大半は、ケアの関係が閉じているところにある。一人で全部を抱え込むというところに無理がある。ちょっと代わってあげようという声、つまりは「手」がまわりにたっぷりあれば、いやもう一つでもあれば、追いつめられなくて済む。煮詰まりをかろうじて回避できる。」(鷲田清一:2015)

この言葉は、ケアを受ける者の一日24時間に合わせ、ケアする者が自分の一日24時間を費やすことの問題を挙げている。ケアする者は、自分自身の時間がなく、他の関係性も持ちにくく、ケアすることを自分の人生の宿命として受けとめざるを得ない。ケアする者の時間・今の生き方と、これからの人生の明るい見通しを持つために、代替者という一つの手段は考えられる。しかし、ケアされる者・する者が共に生活していくためには、経済的な担い手が必要であり、時たま代替し時間をつくることのみで解決ができる問題ではない。

さらにいえば、ケアする者にとっては、職業的キャリアの蓄積において人生における重要な時期に、犠牲となることも課題である。ケアをする者は、何らかの具体的なケアを返されるという保障のないまま、ケアの役割を持たざるを得ない。キャリア形成期の自分の時間や人生を取り返すことは、現代の社会では困難である。ケアする者の人生のその時期にしかでき得ないことが犠牲にされていないか、経済的・環境的な問題はないのか等に関する社会的理解と制度が重要なのである。

2. ケアする者の権利

(1) ケアにおける「自発性・選択性」

上野千鶴子はケアに関する権利を明確にする必要性を唱えている。上野は、ケアに関する権利として、「ケアする権利」、「ケアされる権利」に加え、「ケアすることを強制されない権利」、「ケアされることを強制されない権利」を共に考察することで、より権利の意味合いを保障すると唱える。「ケアする権利」とは、「自分と親密な関係にある他者(子どもを含む)を自分の手でケアする権利」であり、この権利は、「ケアすることを強制されない権利」との関係で、自発性と選択性を含むものである。「ケアされる権利」とは、「社会的な弱者の権利」であり、この権利は「国家・共同体がメンバーの福祉に責任をもつことで成立する」。「ケアされることを強制されない権利」とは、ケア概念の捉え方の危険性をとらえた権利である。それは、ケアそのものが、「ケアする側に帰属する行為と解する傾向」があること、「ケアされる側にとって無条件に「よきこと」と解する傾向」があるからである。「ケアの権利」を保障するための社会的条件として、「ケアする権利」が自己決定性をともなうためにも、「ケアを選択することで社会的な損失を受けないことが担保される必要」とともに、「選択に中立的な」制度的条件が必要であるとする。(上野千鶴子:2012 p.61-62)

この考え方は、ケアを、どの人間にも保障されるべき権利としてとらえることで、ケアの一般的・社会的位置づけを可能とする。「自発性と選択性」が尊重され、「強制されない」こと、ケアする者のどのような選択でも損失を受けることのないことを、すべての者に共感とともに共有知・理論として広め、ケアにかかわる者たち(すべての人間)を社会的・制度的に護る仕組みの必要性を訴える。

(2) ケアにおける「文脈依存性・当事者性 |

ケアにかかわる権利を唱えるなかで、あらゆるケアは、一つひとつの状況があり、その 当事者しかわからない状況がある。このようにケアの具体的な姿は、特徴として「複数性」 「当事者性 | を示す。

上野は、ケアにかかわる人間には「当事者主権(individual autonomy」(中西・上野 2003造語)という「他者に譲渡することのできない至高の権利」があるとする。それは、「生命と財産を守る」ことに加えて、自分の運命を自分で決定する自由が保障される「自己決定権」であるとする。(上野千鶴子: 2012 p.65)

この「当事者主権」は、本来は当事者として権利が尊重されるべきであるが、「当事者 +主権」として、敢えて主権をつける必要があって生まれた。「障害者、女性、高齢者、 患者、子どもなどの社会的弱者に「当時者能力」が奪われてきたことを前提に、それらの 人々の「自己決定権」を主張するために、「当事者主権」という用語」が必要であり、「社 会的弱者を権利の主体として定位するために、必要とされた概念」なのである。こうした 考えのもとでニーズを捉え、「ニーズはあるのではなく、つくられる。ニーズをつくると いうのは、もうひとつの社会を構想すること」であるとする。(上野千鶴子:2012 p.72) ケアを受ける必要のある者のみではなく、「ケアを行なう者の当事者主権」をも考えるべきである。ケアを担う者の自己決定権を重視し、それにもとづきケアにまつわる新たなニーズをつくることで、もう一つの新しい社会を構想し実現をしていく可能性をみるからである。

(3) ケアの連帯

ケアの当事者性を重視しつつも、その当事者の範囲を広げて、社会的な連帯をつくり、 当事者の輪を広げることが、ケアの存続には必要である。

社会において人々が連帯していくこと, すなわち社会的連帯の必要性を唱える齋藤純一は, 社会的連帯を「非人称の連帯」と「人称的な連帯」に分けて考察する。

「非人称の連帯」とは、「一般に社会/国家による資源の強制的な徴収と再分配を行う形態」と理解される。それは、「見知らぬ人々のあいだに成立する強制的な連帯」であり、具体的な形象として挙げられるのは、いわゆる福祉国家である。それに対して、「人称的な連帯」は「特定の人々のあいだで自発的なネットワークとして形成されるもの」である。前者は「安定性」「優位性」があり、コミュニティの構成員がケアの関係性をもつことで、コミュニティの成立にかかわっていく。しかしながら、コミュニティを持続させていくにはケアの当事者を支える権利の保障がなされなくてはならない。そのようなケアは、ケアにかかわる両者の相互作用性を考慮しつつも、両者の権利を保障する社会的枠組が必要である。(齋藤純一: 2004 p.207-307)

一つのケアの関係性を、そのケアを取り巻く社会や複数存在するはずの各々の役割を持つ当事者に広げ、人称的なケアのかかわりの範囲を拡大し、連帯していくことが一つの解決につながる。そして、この人称的な連帯の保障に、非人称的な連帯として国家が社会的・制度的に対応することである。ケアは、決して直接的当事者のみで完結するのではない。人称的連帯、非人称的な国家政策としての連帯があってこそ、成立していくものなのである。

3. ケアをする者の権利と平等

(1) ケアの平等概念

個別性、当事者性であるケアの成立のためにも、社会的・制度的仕組みが必要であり、さらにニーズをつくることで、生きやすい社会が築かれる。そして、これからの社会を構築するために必要なニーズとして、ケアを行なう者のニーズをつくることが必要である。内野綾子はナンシー・フレイザー、マーサ・アルバート・ファインマン、エヴァ・フェダー・キティを展開的に考察し、ケアを中心とした平等概念の確立の課題を挙げ、ケアを再検討すべきだとしている。内野の論文より、この三者の考え方についてケアする者を中心に要約して説明をする。(内野綾子: 2011)

フレイザーは、家族賃金の崩壊に伴い女性にケアワークと賃金労働の二つの負担がのしかかっている今日、承認と再分配のジレンマを乗り越え、「ケア提供者対等モデル」を提案する。(ナンシー・フレイザー 仲正昌樹監訳: 2003)

このことに対し、ファインマンは公的領域を含めた「ケアの」分配について、男女間での公正な分配が望ましいこと、公的領域でケアの責任が持たれるべきであること、不利な立場に置かれる人が存在しないように平等概念の確立を目指すことを主張する。アメリカでは自律し自活する個人を理想とするため、生まれながらにすべての者は平等であるという信念が土台にある。こうした自律観がそうでない人々にスティグマ〈社会的烙印〉をつけ、永続化し、問題がある場合は自業自得とされる。しかし、誰でもが依存する時があり、それが家族に隠蔽されてきたと、ファインマンは捉える。それは、人の世話よりも、経済的な進歩を大切にしてきたからであり、社会を再生産する家族の役割は重視されてこなかったからである。家族が依存について果たしてきた何らかの責任を市場と国に振り分けねばならないとする。(アルバートソン・ファイアマン 穐田信子 速水葉子訳:2009)

ファインマンの影響を受けたキテイは「みな誰かお母さんの子ども」であり、ケアは誰にでも関係することであることから、ケアにおける平等を要求する。その要求は「人間存在の特性が、生存の基本的条件として人とのつながりを必要とするという事実」から、必要不可欠であり、その際、依存者の世話をする仕事を「依存労働」、依存労働を行う人々を「依存労働者」と表現し、依存労働者の平等が保障されることを求め主張する。

こうしたキテイの所論を、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』と彼女の所論とインタビュー等が掲載された『ケアの倫理からはじめる正義論―支えあう平等』から、ケアする者の権利を中心に考察する。

まず、「平等の問題は、複数形の平等の問題群に分解される。誰にとっての平等なのか。何にもとづく平等なのか。何の平等なのか。何との平等なのか。誰との平等なのか。」こうした平等について考察する中で登場する差異という概念を、キテイは次のように考える。「差異をその人に本質的に帰属する特性としてではなく、常に関係的で、それ自体平等なものとして理解すること」、すなわち「私たちは他者とは異なっており、他者と平等である。同時に、私たちがあの人たちは異なっていると言うとき、それが意味するのは、私たちもまた異なっている―その人たちとは異なっている―ということである。」(キテイ:2010)このように、キテイは差異とは関係性の中にあると捉える。

次に、キテイは、ケアに関する平等を中心に、次のような社会の構築を目的とする。「それぞれの人が、大切に思う人を十分にケアできる社会へ。そして、誰もが、ケアの絆からこぼれおちない社会」である。この目的を目指すなかで、ケアを受ける者の権利を尊重するためにも、ケアする者の権利の尊重を提唱する。このことは、彼女自身がケアする者として生きてきたことと政治哲学者であることが関係している。彼女は重度な障害のある娘のケアにかかわる当事者であり、「主流派哲学者たちは哲学とは何かについて、自分たちの狭い視野でしか考えようとしない」(キテイ:2011 p.65)ことに対しての論理的挑戦、

実在してきた不平等な問題の解決への挑戦をするのである。

ケアが必要な者は、誰かに依存しなければ生きることが困難である。そのようなケアが必要な依存者は、特別な人間なのではない。人間であれば、誰もがそうである。キテイは、このことを「みな誰かお母さんの子どもである」と表現する。誰もが誕生してしばらくの間、そして子どもであるうちは、誰かに依存しなければ生きてはいけない。誰もが依存者であり、依存する者へのケアがあるから生き、それがあるから何世代にも渡り人間は種を続けていくことができる。これが人間の特徴であり、それ故に社会、政治の問題なのである。

このことを、キテイは次のように述べている。「文化的慣習や偏見によって依存の軽重は異なりうるが、人間の成長や病気、老いといった不変の事実を考えれば、どんな文化も、依存の要求に逆らっては一世代以上存続することができない。ケアの責任を負うのは誰か、実際にケアを行なうのは誰か、ケアがきちんと行なわれているかを確認するのは誰か、ケアサービスを提供するのは誰か、ケアする者、される者の双方を扶養するのは誰かといった問題は、社会的および政治的問題である。」(キテイ:2010 p.29)

人間は、ケアなしには生きていけない存在であり、このことは必ずケアを担う者が存在 することを意味する。その者たちは社会において重きをおかれてきたのか。この問いに対 しキテイは否と答え、ケアにかかわる者の真の平等を唱える。

(2)「逃げていく平等」

人間の平等思想は、歴史的な発達を遂げてきた。現代の民主主義制度を支える法的・正義的原則である平等主義は、歴史的に少しずつ広がり、とりわけ20世紀半ばより男女・階級などを超えた平等の理念は確立されてきた。しかし、未だ不十分である。

キテイは言う。「私たちはみな(少なくとも理想的には)自由で平等な市民として生きているという理解は、現実の経験に反しているだけでなく、概念的にもみなを包括するには不十分である。私は、こうした依存とケアの観点からの平等理念に対する批判を依存批判と呼ぶ」(p.34)。こうした点から、彼女は現在の社会における「政治的、社会的正義の議論は、男性の公的生活を起点とし、ジェンダー間および階級間での依存労働の公平な分担という問題をほとんど考えてこなかった」という問題があることを指摘し、それは「道徳理論や社会理論、政治理論を規定するだけでなく、公共政策の枠組をも決定してきた」(p.30) ことを批判する。「個々の立場性と差異が承認され、政治理論と実践に組み込まれない限り、平等は形式的、あるいは空虚でさえある」とキテイは言う。

彼女の平等をめぐる問題への関心は、「逃げていく平等」と表現される。岡野のまとめによれば、第一に「誰の平等か」をめぐる問題であり、平等という社会理念は、現実とは大きくかけ離れていること。第二は「何の平等か」をめぐる問題であり、平等が意味することは、それぞれの文脈を精査してみると、意味することが内容を異にしていること。第三に依存をめぐる問題の中で表現される「逃げていく平等」とは、平等を求めて闘ってきた女性たちの手を、達成されたかに見えた平等がすり抜けていくという現実のことであ

る。例として日本においては、女性の賃金・女性世帯主の貧困率を挙げ、「実質的な平等へ向かう速度や変化の道筋、成果がもたらす利益が女性間に不平等にしか配分されないといった問題」を挙げている。(キテイ、岡野:2011 p.16-19)

キテイは言う。「自由で平等な個人の集合として理解されているリベラルな民主主義国家」であるアメリカで暮らすなかで、その自由を手に入れられない立場の人たちが多く存在する。多くの依存労働者になる者たち暗黙の了解のなかで強要され、自由が、平等が、主として女性たちの手をすり抜けていくのである。

21世紀の日本社会において、依存労働については、必ずしも女性のみの問題ではなくなっていることを筆者は付け加えておきたい。女性のみならず、男性も依存労働の立場になった途端に、平等はすり抜けていく。

4. 「つながりの平等」を確立する社会の構築

「個々人は、別々に生きているのではなく、つながりのなかで生きているということか ら始めるなら、個々人がもつ平等への要請は、つながりを通じて読み解くことができる。」 (p.154) とキテイは、つながりにもとづく平等の捉え方を提案する。「私が提示するオル タナティブな平等であるが、私たちはみな誰かお母さんの子どもであるとの宣言のなかに 求められる平等であるが、それがまさにつながりにもとづく平等である。」これまで考え られてきた独立した個人の利害関心からはじまる平等は、各個人が等しくもつ権利として 考えられている。しかし、つながりの平等は、「第一に、誰かがケアを必要とすることそ のものや、ケアが提供される状況が適切であるような関係性に、第二に、ケア提供者の福 祉を引き下げることなく誰かをケアできるよう社会的に支える状況に対して、権利を与え る。」(p.155) つながりにもとづく平等は、通常の意味での互酬関係に特徴づけられるの ではなく、それとは異なる期待にもとづく。「共同体のメンバーを結びつけているこの義 務の連鎖は、与え手と受け手との間に互酬―お互いさま―の感覚をつくりだし、誰かがケ アを与える位置にいるときにはそれを行ない、その人が他の誰かを必要とするときには、 ケアの与え手として適切な人がそれに応えるという期待を生じさせる。それは、つながり のなかに、他者への義務のなかに平等をとらえる人々の互酬関係である。」(p.155-156) つながりにもとづく平等は、「関係への権利」であり、「入り組んだ関係と義務によって支 えられる社会的協働」なのである。キテイの言う「私たちはみな誰かお母さんの子どもで ある | とは、誰でも「そうした扱いに値するとみなされるということ | であり、「奪うこ とのできない価値である」ことを示す。それは、どんな個人であってもケアを受け、つな がりをもつ価値があるということが、何によっても奪われえないと社会的な承認を得てい ることを意味する。「人間存在の特性が、生存の基本的条件として人とのつながりを必要 とするという事実による」(キテイ:2010 p.160)からである。こうしてキテイは、依存 労働は、単にケアする者に道徳的要求をするのみならず、社会に対しても秩序という道徳 的要求を政策としての応答する可能性を持つことを述べる。

おわりに

ケアが誰にでも保障され存続していくには、ケアを必要とする者のみならずケアを行なう者のニーズに応える社会を構築すること、各々のニーズをさらに創り出す社会となること、が求められる。そのために、ケアにかかわる権利を、自発性・選択性、当事者性、無強制性を重視し、人称的・非人称的連帯を広げ、ケアを中心に平等の概念を再構築し、社会的・制度的な保障をする具体的な政策と対応が必要である。

以上の根拠理論となるキテイの主張は、古くて新しい提案である。キテイが示すように、ケアという人類普遍の真理を根本に、ケアされる者もする者も「誰だって、自分自身で幸福を描ける自由が保障されなければならない」。しかし、現在の社会において男性も女性もケアする者たちは、自身の仕事などの社会活動を十分にすることができない。人間社会は、そうしたケアの担い手なしには存続すらできない。ケアする者は「社会を生み、育てている者たち」であり、決して「社会」から排除されてはならないし、経済的・政治的能力が奪われてはならない。キテイが言うように「もし、ケアを担う者たちが存在しないと人間社会は存続しないにもかかわらず、ケアを担う者たちを排除するような「社会」が存在しているとするならば、そうした「社会」をこそ変革しなければならないはず」(キテイ:2010 p.34-35)である。

ケアという人間関係をもとに、知的・実践的に社会変革に立ち上がる未来形成者を育てることが、教育の現代的な課題である。

文献一覧

- ・木村元:2015 『学校の歴史』 岩波新書
- ・杉山直子:2014 「特別活動における一考察―コミュニティ概念を中心として―」広島都市学園子ども 教育学部紀要第1巻第1号
- ・鷲田清一:2015 「折々のことば」(5月31日朝刊) 朝日新聞
- ・品川哲彦: 2014 (初版第3刷)『正義と境を接するもの―責任という原理とケアの倫理―』ナカニシヤ 出版
- ・上野千鶴子: 2012 (初版2011) 『ケアの社会学』 太田出版
- ・齋藤純一:2004「社会的連帯の理由をめぐって―自由を支えるセキュリティ」齋藤純一編『福祉国家/ 社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房
- ・内野綾子:2011 「「ケア」の再検討―フェミニストによる正義・平等の観点からの「ケア」の考察をもとに―」 北海道大学 教育福祉研究 第17号
- ・ナンシー・フレイザー 仲正昌樹監訳:2003 『中断された正義―「ポスト社会主義的」条件をめぐる 批判的省察』 御茶の水書房
- ・アルバートソン・ファイアマン 稚田信子,速水葉子訳:2009『ケアの絆―自律神話を超えて』岩波書店
- ・エヴァ・フェダー・キティ 岡野八代, 牟田和恵監訳: 2010 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』 白澤社
- ・エヴァ・フェダー・キティ 岡野八代, 牟田和恵訳: 2011 『ケアの倫理からはじめる正義論―支えあ う平等』 白澤社